

契約条項（案）

（総 則）

第1条 賃借者及び賃貸者は契約書記載の賃貸借に関し、この契約の各条項及び仕様書に従い、信義を重んじ誠実にこれを履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 賃借者と賃貸者は、Google Workspace for Education Plusエディション（以下「ライセンス」という。）の賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

（賃貸借期間）

第3条 この契約の賃貸借期間は、令和5年7月1日から令和8年6月30日までとする。

（賃貸借料等）

第4条 この契約の賃貸借料（税込）は、次のとおりとする。

賃貸借料	:	円（小学校	中学校	）
令和5年度分	:	円（小学校	中学校	）
令和6年度分	:	円（小学校	中学校	）
令和7年度分	:	円（小学校	中学校	）
令和8年度分	:	円（小学校	中学校	）

- 2 賃貸借料の支払いは、月割額支払いとし、当該支払い金額の計算期間は月の初日から末日までを1ヶ月とする。
- 3 契約開始の月又は解約の月において賃貸借期間が1ヶ月に満たないとき、又は受注者の責めに帰すべき理由により業務を履行できない期間があったときは、賃貸借料は前記履行不能日数に応じて日割り計算とする。
- 4 この契約締結後、消費税法及び地方税法の改正によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、賃借者はこの契約を何ら変更することなく、賃貸借料に相当額を加減して支払う。

（契約保証金）

第5条 賃貸者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、賃借者が、甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第34条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第6条 賃貸者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ賃借者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（納入及び検査）

第7条 ライセンスの納入の日は、仕様書に定める日とする。

- 2 賃貸者は、仕様書に定めるとおり必要な手続きを行い、瑕疵なくライセンスの納入等が完了したことを確認した上で、その旨を賃借者に報告しなければならない。
- 3 賃借者は、前項の報告を受けた後、賃貸者の立会いの上、ライセンスが使用できる状態にあることの検査を完了しなければならない。
- 4 賃貸者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 第3項の場合において、検査に直接要する費用は、賃貸者の負担とする。
- 6 賃貸者は、第3項の検査に合格しないときは、直ちに当該ライセンスの修補等の必要な手続きを行った上、再び賃借者の検査を受けなければならない。

(賃貸借料の支払)

第8条 賃貸者は、毎月末日において、賃借者が実施する履行状況の確認検査に合格した場合は、賃貸借料を賃借者に請求書により請求するものとする。

- 2 賃借者は、前項による支払いの請求があったときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に賃貸借料を支払うものとする。
- 3 賃貸者は、賃借者の責めに帰すべき理由により、前項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞利息を発注者に請求することができるものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(契約の変更)

第9条 賃借者は、契約内容を変更する必要があるときは、賃借者と賃貸者で協議して賃貸者の承諾を得なければならない。

(損害賠償)

第10条 賃借者は、賃貸者の納入の遅滞等により損害を受けた場合は、その賠償を賃貸者に請求することができるものとする。

- 2 前項の損害賠償の額は、賃借者と賃貸者が協議して定めるものとする。

(秘密の保持・個人情報保護)

第11条 賃貸者及び本契約に係る者は、賃借者の機密情報及び個人情報を第三者に公表し又は漏らしてはならない。また、個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約満了後においても適用するものとする。

(賃借者の催告による解除権)

第12条 賃借者は、賃貸者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても契約の履行に着手しないとき。
- (2) 契約期限内に完了しないとき又は契約期限経過後相当の期間内に契約の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

(賃借者の催告によらない解除権)

第12条の2 賃借者は、賃貸者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) この契約の全部の履行を完了できないことが明らかであるとき。
- (2) 賃貸者がこの契約の債務の全部の履行完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 賃貸者の債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸者がその債務の履行をせず、賃借者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第14条又は第14条の2の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (7) 暴力団（甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（甲府市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託代金債権を譲渡したとき。
- (8) 賃貸者（賃貸者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（賃貸者が個人である場合にはその者を、賃貸者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 貸貸者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、賃借者が貸貸者に対して当該契約の解除を求め、貸貸者がこれに従わなかったとき。

（賃借者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第12条の3 第12条各号又は前条各号に定める場合が賃借者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、貸貸者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として賃借者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第12条又は第12条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 貸貸者がその債務の履行を拒否し、又は貸貸者の責めに帰すべき事由によって賃借者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 貸貸者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 貸貸者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 貸貸者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして貸貸者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 第1項の場合（第12条の2第7号及び第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（貸貸者の催告による解除権）

第14条 貸貸者は、賃借者が契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（貸貸者の催告によらない解除権）

第14条の2 貸貸者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 契約内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 履行の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(賃貸者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条の3 第14条又は前条各号に定める場合が賃貸者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合その他不正行為による賃借者の解除権及び公正入札違約金)

第15条 賃借者は、賃貸者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、賃貸者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき。

(2) 賃貸者(賃貸者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

2 前項各号のいずれかに該当するときは、賃借者が契約を解除するか否かを問わず、賃貸者は、この契約による賃貸借料の10分の2に相当する額を違約金として賃借者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

3 前項の場合において、賃貸者が共同企業体であり、既に解散されているときは、賃借者は、賃貸者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、賃貸者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

4 第2項の規定は、賃借者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、賃借者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(疑義の解決等)

第16条 この契約に定める事項その他について疑義を生じたときは、賃借者と賃貸者で協議のうえ定めるものとする。

(保証人)

第17条 賃貸者は、賃貸者に代わって自らこの契約による業務を履行することを保証するため、当該業務の履行に必要な資格及び能力を有するものを保証人として立てなければならない。

2 前項の保証人は、賃貸者がこの契約による業務を履行することができない場合、賃貸者に代わって自らこの契約による業務の完了を保証しなければならない。

(長期継続契約)

第18条 本契約は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(管 轄)

第19条 本契約に関する紛争又は訴訟については、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補 則)

第20条 この契約書に定めのない事項については、甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）及び甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）によるほか、その都度、貸借者と賃貸者で協議して定める。